

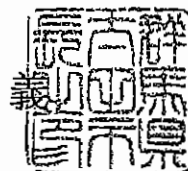
太田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、太田市長から太田市内の町の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、届出に係る町の区域の変更の効力は、平成22年3月1日から生ずるものとする。

平成22年1月20日

太田市長 清水 聖



太田市大館町に変更になる区域 別紙のとおり

区域変更調書

町	地番
埼玉県深谷市 高島字向川原	1776から1778まで、1780、1781、1782の1から1782の3まで、1783の1、1783の2、1784、1785、1786の1、1786の2、1787、1788、1789の1から1789の3まで、1790から1792まで、1793の1、1793の2、1794、1795、1796の1、1796の2、1797、1798の1から1798の3まで、1799の1から1799の4まで、1800の1から1800の3まで、1801の1から1801の4まで、1802、1803の1、1804、1805、1809の2、1810の1、1810の2、1811の3、1811の4、1812の1、1812の2、1813から1815まで、1816の1、1816の2、1817の1、1817の2、1818の1、1818の2、1819、1820、1821の1、1821の2、1822、1823、1824の1、1824の2、1825、1826の2、1827、1830の1、1830の2、1831の1から1831の3まで、1832の1、1832の2、1833、1834の1、1834の2、1835の1、1835の2、1836の1、1836の2、1837、1838、1839の1から1839の3まで、1840の1から1840の3まで、1841の1から1841の3まで、1842の1から1842の3まで、1843の1から1843の3まで、1844の1、1844の3、1844の4、1845の3、1846の1、1846の4、1847の4、1848の1、1848の3、1849の1、1849の3、1850、1851、1853、1854、1860から1863まで、1864の1から1864の3まで、1865の1、1865の2、1865の4、1866、1868の1、1869の1、1869の4、1871、1872の2から1872の5まで、1873、1876から1878まで、1879の1から1879の3まで、1880、1881の1から1881の12まで、1882の1、1882の3
上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部を含む。）を大館町に変更する。	